（申出立件事件簿等）

第二十七条の二　申出立件事件簿には、代替措置等申出（第二百二条の四第一項に規定する代替措置等申出をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は代替措置申出の撤回（第二百二条の十五第一項の規定による撤回をいう。第三項及び第四項において同じ。）の立件の年月日その他の必要な事項を記録するものとする。

2　申出立件事件簿は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。

3　申出立件関係書類つづり込み帳には、代替措置等申出に関する書類及び代替措置申出の撤回に関する書類を立件番号の順序に従ってつづり込むものとする。

4　申出立件事務日記帳には、申出立件事件簿に記録しない代替措置等申出に関する事務又は代替措置申出の撤回に関する事務に係る書類の発送及び受領に関する事項を記録するものとする。

（代替措置等申出書写しつづり込み帳）

第二十七条の三　代替措置等申出書写しつづり込み帳には、第二百二条の十二第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定により送付を受けた書類をつづり込むものとする。

第二十七条の四・第二十七条の五　［略］

（登録免許税関係書類つづり込み帳等）

第二十七条の六　［略］

［一～五　略］

六　雑書つづり込み帳　第十八条第二号から第五号まで、第七号から第九号まで、第十一号、第十二号、第十二号の三、第十二号の五、第十三号、第十八号から第二十号まで及び第二十八号から第三十三号までに掲げる帳簿につづり込まない書類

第二十七条の七・第二十七条の八　［略］

（保存期間）

第二十八条　［略］

［一～十八　略］

十九　申出立件事件簿に記録された情報　立件の日から五年間

二十　申出立件関係書類つづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報　立件の日から五年間

二十一　代替措置等申出書写しつづり込み帳につづり込まれた書類に記載された情報　送付を受けた日から五年間

第二十八条の二　［略］

一　［略］

一の二　申出立件事務日記帳　作成の年の翌年から一年間

［二～六　略］

第三十七条の三　表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して法定相続情報一覧図の写し（第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しをいう。以下この条及び第百五十八条の二十において同じ。）又は法定相続情報番号（十一桁の番号であって、当該法定相続情報一覧図を識別するために登記官が付したものをいう。以下この条及び第百五十八条の二十において同じ。）を提供したときは、当該法定相続

［条を加える。］

［条を加える。］

第二十七条の二・第二十七条の三　［同上］

（登録免許税関係書類つづり込み帳等）

第二十七条の四　［同上］

［一～五　同上］

六　雑書つづり込み帳　第十八条第二号から第五号まで、第七号から第九号まで、第十一号から第十三号まで、第十八号から第二十号まで及び第二十八号から第三十三号までに掲げる帳簿につづり込まない書類

第二十七条の五・第二十七条の六　［同上］

（保存期間）

第二十八条　［同上］

［一～十八　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

第二十八条の二　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

［二～六　同上］

第三十七条の三　表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、その相続に関して第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しを提供したときは、当該写しの提供をもって、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。